

社会保険の未加入対策が強化されてきてほあ!

いっもお世話になっております。

梅雨のジメジメした日々が続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

さて、先日こんなニュースがありました。

『国交省 / 社保未加入にペナルティー 出 (H26.5.23 ケプラッツ)』

建設業界の社会保険加入の促進対策として国交省が打ち出した対策です。国交省は8月1日から社会保険に加入していない元請けを元請けから排除するとともに、元請けが社会保険未加入の一次下請けと契約していた場合には、その最終的な契約金額の10%を制裁金として請求する方針としたという内容です。また、各地方整備局に通知するとともに、農林水産省など他の機関や都道府県、政令市などにも協力をお願いしているという事なので、今後建設業以外の業界へも波及していく可能性がありますね。

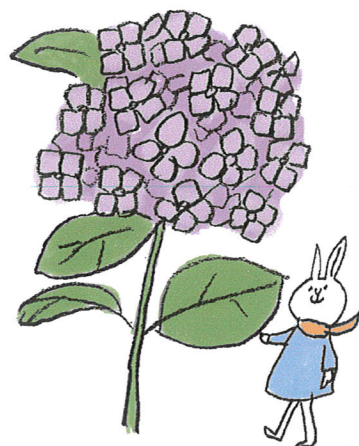
というわけで、今回は社会保険(建保・年金)の適用事業所について今一度確認してみましょう!

○ 強制適用 △ 任意適用

常時雇用人数	5人以上	5人未満
法人事業所	○	○
個人事業所(下記以外)	○	△
個人事業所 (農林水産業・飲食・ホテリ・理美容) 土業などのサービス業の一部	△	△

もし周りに強制適用の事業所さんなのに未加入の方がいらっしゃいましたら、

「社会保険の未加入対策を強化し始めているらしいよ!」と教えてください。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。